

## 令和元年度決算に基づく資金不足比率の公表について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第22条第1項の規定により、令和元年度決算に基づく資金不足比率を公表します。

(単位：%)

会計区分	資金不足比率	経営健全化基準
那覇市水道事業会計	—	20.0
那覇市下水道事業会計	—	

備考：各会計の資金不足比率の欄に「—」が記載されている場合は、資金の不足額が発生していないことを表します。

### ※資金不足比率とは

公営企業会計ごとの資金の不足額が、事業の規模に対してどの程度であるかを表すもので、企業の経営状況の深刻度を示す指標です。比率が高くなるほど料金収入等で資金不足額を解消することが困難になり、企業の経営状況に問題があることとなります。また、資金不足比率が20パーセント以上の場合は、経営健全化計画を定めなければなりません。

資金不足比率は、毎年度、監査委員の審査に付した上で、議会に報告し公表することとされています。